

「歴史上の人物名等の商標審査の方向性について」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方（案）

平成 2 1 年 1 0 月
特 許 庁

「歴史上の人物名等の商標審査の方向性について」に対し、提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方は次のとおりです。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	●「歴史上の人物名」等の登録の可否や骨子案の方向性については、原則として商標登録を認めるべきでないとの意見（団体 1、個人 3 計 4 件）や骨子案に基本的に賛成であるとの意見（団体 1、個人 1 計 2 件）とともに、審査基準を設けることに反対又は慎重を期すべきとの意見（団体 3 件）もあり、様々でした。 ●「歴史上の人物名」等は原則として登録すべきでないとする意見や骨子案の方向性についての賛成する意見の理由としては、①「歴史上の人物名」は、公益財産であって、一私人が独占使用する商標登録にはなじまず、公序良俗を害するおそれがあるものとして、商標法第 4 条第 1 項第 7 号を適用すべきであるとする意見、さらに、②排他的独占権が付与されることにより、当該人物のゆかりの地における地域産業等へ悪影響を及ぼすおそれがある場合には、その出願を拒絶する必要があるとする意見でした。 ●また、原則として登録すべきでないとする意見であっても、遺族の承諾に関しては、「遺族等の関係で、商標登録を受ける正当な権利を有している関係者が存在しており、商慣習上その正当な権利者に商標登録を認めても商取引の秩序を乱さない場合には、例外的に登録を認めるべき」とする意見（個人 2 件）と、「『歴史上の人物』は、いわば公共財であるから、遺族等の関係等を考慮することは一切無用であるというべきであり、原則として拒絶されてしかるべき」とする意見（個人 3 件）でした。 ●一方、商標法第 4 条第 1 項第 7 号で拒絶する方向に反対又は慎重を期すべきとの意見の理由としては、①公益規定である商標法第 4 条第 1 項第 7 号の趣旨を踏まえ適当でないとする意見、②商標法第 4 条第 1 項第 8 号の解釈の変更や他の拒絶理由の適用により対応することを検討し、もし、現行法において、適切な条文がないとすれば、新たな適用条文の新設を検討すべきではないかとする意見、③他の条文で対応できず、7 号を適用しなければならない場合には、基準の改訂によって一律に 7 号を適用するのではなく、情報提供、異議申立、無効審判の請求を待って、個別具体的に審査すべきとする意見、さらに、④歴史上の人物名等の登録の審査に 7 号を適用する運用は、7 号本来の趣旨に反するのみならず、様々な事情が絡んで、登録の可否の判断基準に著しい不統一の生ずることが危惧され、登録の可否の判断が著しく困難であるとの懸念を示す意見でした。	●公益規定である商標法第 4 条第 1 項第 7 号の趣旨を踏まえ反対又は慎重を期すべきとの意見があるほか、第 7 号を適用し得るとした判決においても、商標法第 4 条第 1 項第 7 号は公益規定であり、私的な利害の調整や私益に関する紛争は同号の適用に関する問題ではないとした上で、同号を適用し得るのは、出願の経緯や目的に社会的妥当性を著しく欠くものがあり、登録が商標法の予定する秩序に反し到底容認し得ない場合に限られ、私的な利害の調整や私益に関する紛争となるケースが原則として除外されるとされていることを踏まえ、「母衣旗事件」の判決（平成 1 1 年 1 1 月 2 9 日東京高裁平成 1 0 年（行ケ）第 1 8 号）も参考に、歴史上の人物名からなる商標登録出願を次のような方向で取り扱う商標審査便覧を新設することといたしました。 「1. 歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査において、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当し得ることに特に留意するものとし、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断することとする。（1）当該歴史上の人物の周知・著名性（2）当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識（3）当該歴史上の人物名の利用状況（4）当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係（5）出願の経緯・目的・理由（6）当該歴史上の人物と出願人との関係 2. 特に、『歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等』に便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願』については、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当するものとする。」 《原則として登録すべきでないとする意見や骨子案の方向性に賛成する意見の理由について》 ●「歴史上の人物名」は一私人が独占使用する商標登録にはなじまない公共の財産であるという意見については、当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識という観点から、例えば、広く国民の敬愛を集めている、あるいは、当該歴史上の人物が当該人物の出身地、ゆかりの地等において親しまれている等の事情によって、国民や地域住民全体にあたかも「共有財産」の如く認識されているような場合には、商標登録に対し国民や地域住民全体の不快感や反発を招くことも考え得ることを考慮し、当該歴史上の人物名の認識の程度も社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反しないか否かの判断材料の一要素として加味することとしております。さらに、本取扱いにおいては、特に、地方公共団体や商工会議所等の公益的な機関が当該人物に関連する祭り・イベントの開催、博物館・展示館の運営、当該人物をシンボルとした観光案内等を行っているなどの事情や、それら機関の振興策の下で当該人物名を使用する事業者が多数存在するなどの事情を考慮することとしており、ゆかりの地の地域産業等への悪影響というような事態も回避できるものと考えております。 《遺族の承諾について》 ●遺族の承諾に関しては、商標法第 4 条第 1 項第 7 号の適用の可否を判断する上での、判断材料の一要素と考えており、他の要素とあわせ総合勘案して判断すべきと考えています。このため、承諾の有無のみによって登録の可否を判断するわけではありません。 《反対又は慎重を期すべきとの意見の理由について》 ●他の条文の適用や新たな適用条文の新設を求める意見もありましたが、過去の判例において、商標法第 4 条第 1 項第 8 号は、人格権保護の規定であって、同号でいう「他人」は現存する者を表す旨判示されていることから、同号を適用する取扱いとすることは困難と考えます。また、第 3 条第 1 項第 2 号や第 4 条第 1 項第 1 0 号等の他の拒絶理由についてもそれらの条文によって拒絶することが困難な場合があるので、そのような場合に商標法第 4 条第 1 項第 7 号の適用を検討すべきと考えています（本取扱いの説明参照）。本取扱いの 1 は、勘案すべき事情を定めたものであり、本取扱いの 2 は、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当するとした事案である「母衣旗」事件の判決等を参考としたものであって、いずれも同号の趣旨を逸脱するものではありませんから、新たな条文を新設する法改正を行わなくとも、第 4 条第 1 項第 7 号の範囲内で運用し得るものと考えております。 ●情報提供、異議申立、無効審判の請求を待って審査すれば足りるとの意見もありましたが、事後的にならざるを得ないばかりでなく、登録を排除するためには常に異議手続等を行わなければならないことになって、その登録で影響を受ける者の負担が大きい等の問題があることをも踏まえると、職権をもって審査すべきと考えます。 また、判断基準に著しい不統一が生ずるのではないかというご懸念につきましては、実際の審査においては、関係者等から幅広く情報を収集するなどして、慎重かつ的確な判断に努めて参りたいと考えます。

2	●商標法第4条第1項第7号の適用に当たっては、種々の事情を総合してその該当性を判断しなければならないことから、審査官の合議による審査を検討すべき。（団体1件）	●本取扱いにおいても、審査において勘案すべき諸事情を例示し、それらを総合的に勘案して商標法第4条第1項第7号の適否を判断することとしました。また、実際の審査においては、関係者等から幅広く情報を収集するなどして、慎重かつ的確な判断に努めて参りたいと考えます。
3	●予測可能性の観点から、過去の事例も含めて、審判決や審査事例等について体系的に整理して公表するという「視覚化・構造化」が早急に行われるべき。（団体1件）	●商標法第4条第1項第7号を含め、審査基準、審査便覧及び審判決要約を体系的に整理（審査基準のハイパーテキスト化）して、特許庁ホームページにおいて、平成21年8月に公表いたしました。
4	●実在するか疑問のある者やフィクションで知られている者もいることから、対象となる「歴史上の人物等」の範囲を明確化されたい。（個人2件） ●「歴史上の人物」の異名・あだ名も含まれるのであれば、明記すべき。（団体1件） ●「著作物の題号」や「祭りの名称等」は、今回のテーマに含まれる追加的事項というには大き過ぎるのではないか。（団体1、個人1 計2件） ●周知・著名でない故人の氏名の保護についても検討すべきではないか。（団体1件） ●「歴史上の人物」ではなく、「周知・著名な故人」とされたい。（個人1件） ●歴史上の人物名等の商標には、動き、ホログラムなどを含むものとされたい。（個人1件）	●本取扱いにおいては、「『歴史上の人物』」には、現存する者は含まれず、周知・著名な実在した故人をいい、外国人も含まれる。また、「人物名」には、フルネーム（正式な氏名）も、また、略称・異名・芸名等も含まれ得るが、いずれも特定の人物を表すものとして広く認識されているものでなければならない」としております。 ●「周知・著名でない故人」については、顧客吸引力が高いものとは思われず、出身地等において地元のシンボルとして使用する等の実情も考えがたいこと等から、本取扱いにおける対象は周知・著名なケースとさせていただきました。また、「著作物の題号」「祭りの名称」等については、ご指摘を踏まえ、本取扱いの対象とはいたしませんでした。これら本取扱いの対象に含まれないケースについては、個別具体的に審査して参りたいと考えております。 ●なお、「動き、ホログラム」等については、現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において検討中であり、現時点においては、我が国の商標法上、保護対象とはなっておりません。

※括弧内は意見等の提出者であり、計9件の提出があった。複数項目への該当により重複計上あり。